令和7年度　鹿児島市
社会福祉法人　監事研修
会計資料

令和７年４月２５日
篠原税理士事務所

社会福祉法人会計基準の構成

■社会福祉法人会計基準は、「会計基準省令」と一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を記載した通知（「運用上の取扱い」、「運用上の留意事項」）によって構成される。

社会福祉法人会計基準省令

- 会計基準の目的や一般原則等、会計ルールの基本原則を定めるもの。
- 計算書類の様式、勘定科目を規定

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（局長通知）

- 基準省令の解説
- 附属明細書及び財産目録の様式を規定

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（課長通知）

- 基準省令及び運用上の留意事項では定めていない一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行
- 各勘定科目の説明を規定

社会福祉法人が作成する計算書類

■法人全体、事業区分別、拠点区分別に、計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）を作成する。

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表	備考
法人全体	第一号第一様式 （法人単位資金収支計算書）	第二号第一様式 （法人単位事業活動計算書）	第三号第一様式 （法人単位貸借対照表）	
法人全体 （事業区分別）	○◎第一号第二様式 （資金収支内訳表）	○◎第二号第二様式 （事業活動内訳表）	○◎第三号第二様式 （貸借対照表内訳表）	左記様式では事業区分間の内部取引消去を行う
事業区分 （拠点区分別）	◎第一号第三様式 （事業区分資金収支内訳表）	◎第二号第三様式 （事業区分事業活動内訳表）	◎第三号第三様式 （事業区分貸借対照表内訳表）	左記様式では拠点区分間の内部取引消去を行う
拠点区分 （一つの拠点を表示）	第一号第四様式 （拠点区分資金収支計算書）	第二号第四様式 （拠点区分事業活動計算書）	第三号第四様式 （拠点区分貸借対照表）	
サービス区分	☆拠点区分 資金収支明細書	☆拠点区分 事業活動明細書		各明細書ではサービス区分間の内部取引消去を行う

（各区分の間に「集計」の矢印：拠点区分→事業区分→法人全体（事業区分別）→法人全体）

（注）法人の事務負荷軽減のため、以下の場合は財務諸表及び基準別紙の作成を省略できるものとする。
1. ○印の様式は、事業区分が社会福祉事業のみの法人の場合省略できる。
2. ◎印の様式は、拠点が1つの法人の場合省略できる。
3. ☆印の様式は、附属明細書として作成するが、その拠点で実施する事業の種類に応じていずれか1つを省略できる。
なお、サービス区分が一つの法人の場合いずれも省略できる。

事業区分、拠点区分等の区分方法

■実施事業に応じて、事業区分、拠点区分、サービス区分の分類を行う。

① 事業区分
社会福祉法に規定する社会福祉事業、公益事業、収益事業に基づき区分する。

② 拠点区分
一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの区分とする。

③ サービス区分
拠点区分において実施する複数の事業について、法令等の要請により区分する。

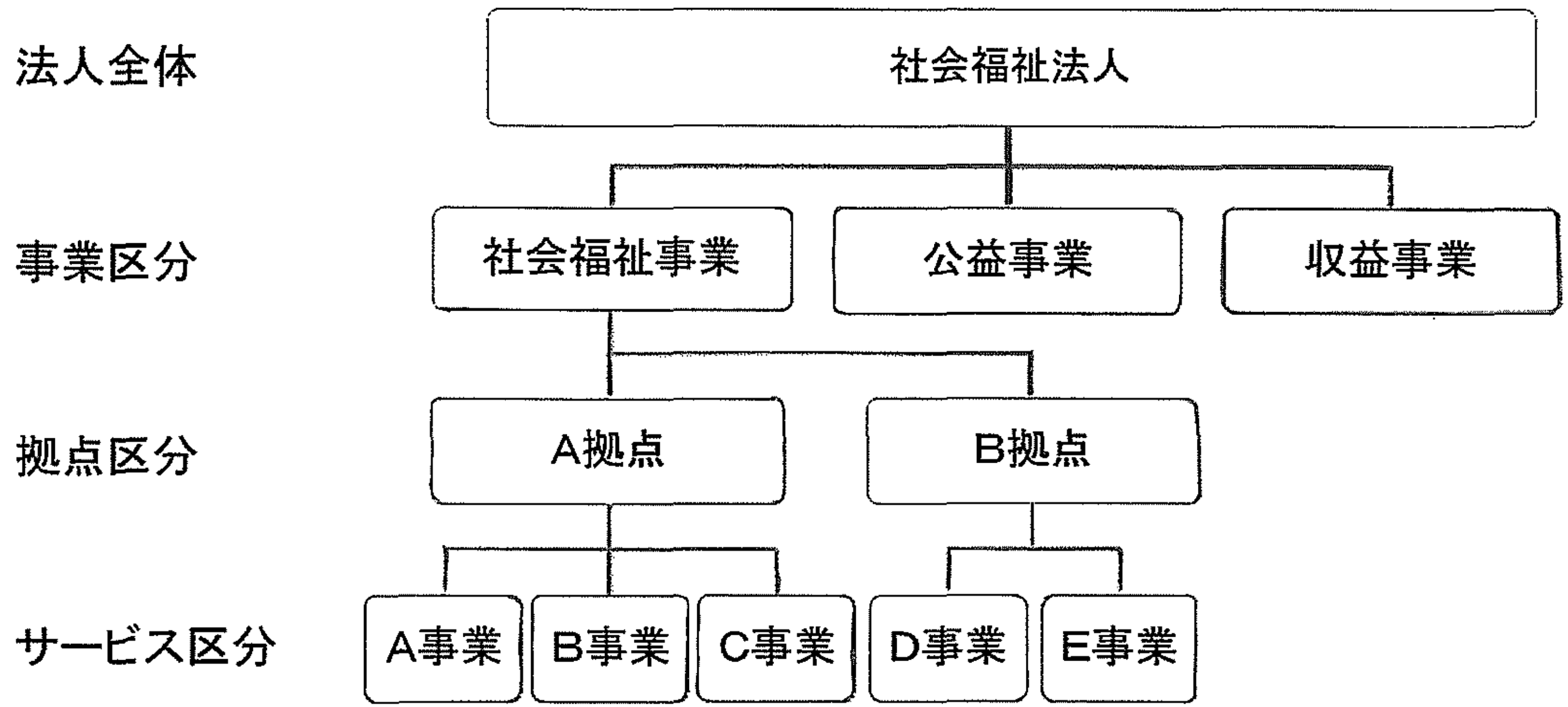

その他に作成が必要な書類

■計算書類を補完するものとして、附属明細書、計算書類の注記、財産目録を作成する。

附属明細書	計算書類の注記
（1）全事業に係る附属明細書 ・借入金明細書 ・寄附金収益明細書 ・補助金事業等収益明細書 ・事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 ・事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 ・基本金明細書 ・国庫補助金等特別積立金明細書 ・基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書 ・引当金明細書 ・拠点区分資金収支明細書〔再掲〕 ・拠点区分事業活動明細書〔再掲〕 ・積立金・積立資産明細書 ・サービス区分間繰入金明細書 ・サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書 （2）就労支援事業等に係る附属明細書 ・就労支援事業別事業活動明細書 ・就労支援事業製造原価明細書 ・就労支援事業販管費明細書 ・就労支援事業明細書 ・授産事業費用明細書	☆・継続事業の前提に関する注記 ・重要な会計方針 ・重要な会計方針変更 ・法人で採用する退職給付制度 ・法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分 ・基本財産の増減の内容及び金額 ・基本金又は固定資産の売約若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し ・担保に供している資産 ・固定資産の取得金額、減価償却累計額及び当期末残高 ・債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 ☆・関連当事者との取引の内容 ☆・重要な偶発債務 ・重要な後発事象 ・その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに試算、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

（注1）該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成を省略できる。

（注2）注記は、法人全体及び各拠点区分で作成する。
なお、「☆」については、拠点区分の注記では、記載を要しない。

第一号第一様式(第十七条第四項関係)

法人単位資金収支計算書

(自)令和　年　月　日　(至)令和　年　月　日

(単位：円)

勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)－(B)	備考
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入 老人福祉事業収入 児童福祉事業収入 保育事業収入 就労支援事業収入 障害福祉サービス等事業収入 生活保護事業収入 医療事業収入 退職共済事業収入 (何)事業収入 (何)収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入 その他の収入 流動資産評価益等による資金増加額				
		事業活動収入計(1)				
	支出	人件費支出 事業費支出 事務費支出 就労支援事業支出 授産事業支出 退職共済事業支出 (何)支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出 その他の支出 流動資産評価損等による資金減少額				
		事業活動支出計(2)				
	事業活動資金収支差額(3)＝(1)－(2)					
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金収入 社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入				
		施設整備等収入計(4)				
	支出	設備資金借入金元金償還支出 社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出 ファイナンス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出				
		施設整備等支出計(5)				
	施設整備等資金収支差額(6)＝(4)－(5)					
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 役員等長期借入金収入 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 その他の活動による収入				
		その他の活動収入計(7)				
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出 役員等長期借入金元金償還支出 社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 社会福祉連携推進業務長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 その他の活動による支出				
		その他の活動支出計(8)				
	その他の活動資金収支差額(9)＝(7)－(8)					
予備費支出(10)			××× △×××]	―	×××	
当期資金収支差額合計(11)＝(3)＋(6)＋(9)－(10)			1,700,000	1,554,000	146,000	

前期末支払資金残高(12)	37,500,000	36,943,000	557,000	
当期末支払資金残高(11)＋(12)	39,200,000	38,497,000	703,000	

(注)予備費支出△×××円は(何)支出に充当使用した額である。

※　本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第一号第二様式(第十七条第四項関係)

資金収支内訳表

(自)令和　年　月　日　(至)令和　年　月　日

(単位：円)

		勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入						
		老人福祉事業収入						
		児童福祉事業収入						
		保育事業収入						
		就労支援事業収入						
		障害福祉サービス等事業収入						
		生活保護事業収入						
		医療事業収入						
		退職共済事業収入						
		(何)事業収入						
		(何)収入						
		借入金利息補助金収入						
		経常経費寄附金収入						
		受取利息配当金収入						
		社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入						
		その他の収入						
		流動資産評価益等による資金増加額						
		事業活動収入計(1)						
	支出	人件費支出						
		事業費支出						
		事務費支出						
		就労支援事業支出						
		授産事業支出						
		退職共済事業支出						
		(何)支出						
		利用者負担軽減額						
		支払利息支出						
		社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出						
		その他の支出						
		流動資産評価損等による資金減少額						
		事業活動支出計(2)						
	事業活動資金収支差額(3)＝(1)－(2)							
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入						
		施設整備等寄附金収入						
		設備資金借入金収入						
		社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入						
		固定資産売却収入						
		その他の施設整備等による収入						
		施設整備等収入計(4)						
	支出	設備資金借入金元金償還支出						
		社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出						
		固定資産取得支出						
		固定資産除却・廃棄支出						
		ファイナンス・リース債務の返済支出						
		その他の施設整備等による支出						
		施設整備等支出計(5)						
	施設整備等資金収支差額(6)＝(4)－(5)							
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入						
		長期運営資金借入金収入						
		役員等長期借入金収入						
		社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入						
		長期貸付金回収収入						
		社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入						
		投資有価証券売却収入						
		積立資産取崩収入						
		事業区分間長期借入金収入						
		事業区分間長期貸付金回収収入						
		事業区分間繰入金収入	3,000,000			3,000,000	△3,000,000	0
		その他の活動による収入						
		その他の活動収入計(7)						
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出						
		役員等長期借入金元金償還支出						
		社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支出						
		長期貸付金支出						
		社会福祉連携推進業務長期貸付金支出						
		投資有価証券取得支出						
		積立資産支出						
		事業区分間長期貸付金支出						
		事業区分間長期借入金返済支出						
		事業区分間繰入金支出		1,000,000	2,000,000	3,000,000	△3,000,000	0
		その他の活動による支出						
		その他の活動支出計(8)						
	その他の活動資金収支差額(9)＝(7)－(8)							
当期資金収支差額合計(10)＝(3)＋(6)＋(9)								

	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
前期末支払資金残高(11)						
当期末支払資金残高(10)＋(11)						

※　本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第一号第三様式(第十七条第四項関係)

(何)事業区分　資金収支内訳表

(自)令和　年　月　日　(至)令和　年　月　日

(単位：円)

		勘定科目	(何)拠点	(何)拠点	(何)拠点	合計	内部取引消去	事業区分合計
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入						
		老人福祉事業収入						
		児童福祉事業収入						
		保育事業収入						
		就労支援事業収入						
		障害福祉サービス等事業収入						
		生活保護事業収入						
		医療事業収入						
		退職共済事業収入						
		(何)事業収入						
		(何)収入						
		借入金利息補助金収入						
		経常経費寄附金収入						
		受取利息配当金収入						
		社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入						
		その他の収入						
		流動資産評価益等による資金増加額						
		事業活動収入計(1)						
	支出	人件費支出						
		事業費支出						
		事務費支出						
		就労支援事業支出						
		授産事業支出						
		退職共済事業支出						
		(何)支出						
		利用者負担軽減額						
		支払利息支出						
		社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出						
		その他の支出						
		流動資産評価損等による資金減少額						
		事業活動支出計(2)						
	事業活動資金収支差額(3)＝(1)－(2)							
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入						
		施設整備等寄附金収入						
		設備資金借入金収入						
		社会福祉連携推進業務設備資金借入金収入						
		固定資産売却収入						
		その他の施設整備等による収入						
		施設整備等収入計(4)						
	支出	設備資金借入金元金償還支出						
		社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出						
		固定資産取得支出						
		固定資産除却・廃棄支出						
		ファイナンス・リース債務の返済支出						
		その他の施設整備等による支出						
		施設整備等支出計(5)						
	施設整備等資金収支差額(6)＝(4)－(5)							
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入						
		長期運営資金借入金収入						
		役員等長期借入金収入						
		社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金収入						
		長期貸付金回収収入						
		社会福祉連携推進業務長期貸付金回収収入						
		投資有価証券売却収入						
		積立資産取崩収入						
		事業区分間長期借入金収入						
		拠点区分間長期借入金収入						
		事業区分間長期貸付金回収収入						
		拠点区分間長期貸付金回収収入						
		事業区分間繰入金収入						
		拠点区分間繰入金収入	500,000		2,000,000	2,500,000	△2,500,000	0
		その他の活動による収入						
		その他の活動収入計(7)						
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出						
		役員等長期借入金元金償還支出						
		社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金元金償還支出						
		長期貸付金支出						
		社会福祉連携推進業務長期貸付金支出						
		投資有価証券取得支出						
		積立資産支出						
		事業区分間長期貸付金支出						
		拠点区分間長期貸付金支出						
		事業区分間長期借入金返済支出						
		拠点区分間長期借入金返済支出						
		事業区分間繰入金支出						
		拠点区分間繰入金支出		2,500,000		2,500,000	△2,500,000	0
		その他の活動による支出						
		その他の活動支出計(8)						
	その他の活動資金収支差額(9)＝(7)－(8)							
当期資金収支差額合計(10)＝(3)＋(6)＋(9)								

前期末支払資金残高(11)						
当期末支払資金残高(10)＋(11)						

※　本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第一号第四様式(第十七条第四項関係)

(何)拠点区分　資金収支計算書

(自)令和　年　月　日　(至)令和　年　月　日

(単位：円)

勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)－(B)	備考
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入				
		施設介護料収入				
		介護報酬収入				
		利用者負担金収入(公費)				
		利用者負担金収入(一般)				
		居宅介護料収入				
		(介護報酬収入)				
		介護報酬収入				
		介護予防報酬収入				
		(利用者負担金収入)				
		介護負担金収入(公費)				
		介護負担金収入(一般)				
		介護予防負担金収入(公費)				
		介護予防負担金収入(一般)				
		地域密着型介護料収入				
		(介護報酬収入)				
		介護報酬収入				
		介護予防報酬収入				
		(利用者負担金収入)				
		介護負担金収入(公費)				
		介護負担金収入(一般)				
		介護予防負担金収入(公費)				
		介護予防負担金収入(一般)				
		居宅介護支援介護料収入				
		居宅介護支援介護料収入				
		介護予防支援介護料収入				
		介護予防・日常生活支援総合事業収入				
		事業費収入				
		事業負担金収入(公費)				
		事業負担金収入(一般)				
		利用者等利用料収入				
		施設サービス利用料収入				
		居宅介護サービス利用料収入				
		地域密着型介護サービス利用料収入				
		食費収入(公費)				
		食費収入(一般)				
		食費収入(特定)				
		居住費収入(公費)				
		居住費収入(一般)				
		居住費収入(特定)				
		介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入				
		その他の利用料収入				
		その他の事業収入				
		補助金事業収入(公費)				
		補助金事業収入(一般)				
		市町村特別事業収入(公費)				
		市町村特別事業収入(一般)				
		受託事業収入(公費)				
		受託事業収入(一般)				
		その他の事業収入				
		(保険等査定減)				
		老人福祉事業収入				
		措置事業収入				
		事務費収入				
		事業費収入				
		その他の利用料収入				
		その他の事業収入				
		運営事業収入				
		管理費収入				
		その他の利用料収入				
		補助金事業収入(公費)				
		補助金事業収入(一般)				
		その他の事業収入				
		その他の事業収入				
		管理費収入				
		その他の利用料収入				
		その他の事業収入				

第二号第一様式(第二十三条第四項関係)

法人単位事業活動計算書

(自)令和　年　月　日　(至)令和　年　月　日

(単位：円)

		勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)－(B)
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益			
		老人福祉事業収益			
		児童福祉事業収益			
		保育事業収益			
		就労支援事業収益			
		障害福祉サービス等事業収益			
		生活保護事業収益			
		医療事業収益			
		退職共済事業収益			
		(何)事業収益			
		(何)収益			
		経常経費寄附金収益			
		その他の収益			
		サービス活動収益計(1)			
	費用	人件費			
		事業費			
		事務費			
		就労支援事業費用			
		授産事業費用			
		退職共済事業費用			
		(何)費用			
		利用者負担軽減額			
		減価償却費			
		国庫補助金等特別積立金取崩額　A	△×××	△×××	
		貸倒損失額			
		貸倒引当金繰入			
		徴収不能額			
		徴収不能引当金繰入			
		その他の費用			
		サービス活動費用計(2)			
		サービス活動増減差額(3)＝(1)－(2)			
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益			
		受取利息配当金収益			
		社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益			
		有価証券評価益			
		有価証券売却益			
		基本財産評価益			
		投資有価証券評価益			
		投資有価証券売却益			
		積立資産評価益			
		その他のサービス活動外収益			
		サービス活動外収益計(4)			
	費用	支払利息			
		社会福祉連携推進業務借入金支払利息			
		有価証券評価損			
		有価証券売却損			
		基本財産評価損			
		投資有価証券評価損			
		投資有価証券売却損			
		積立資産評価損			
		その他のサービス活動外費用			
		サービス活動外費用計(5)			
		サービス活動外増減差額(6)＝(4)－(5)			
		経常増減差額(7)＝(3)＋(6)			
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	14,000,000		
		施設整備等寄附金収益			
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			
		固定資産受贈額			
		固定資産売却益			
		その他の特別収益			
		特別収益計(8)	14,000,000		
	費用	基本金組入額			
		資産評価損			
		固定資産売却損・処分損			
		国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)　B	△×××	△×××	
		国庫補助金等特別積立金積立額	14,000,000		
		災害損失			
		その他の特別損失			
		特別費用計(9)	14,000,000		
		特別増減差額(10)＝(8)－(9)	0		
		当期活動増減差額(11)＝(7)＋(10)	3,040,000	△4,041,000	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	2,313,000	6,354,000	
		当期末繰越活動増減差額(13)＝(11)＋(12)	5,353,000	2,313,000	
		基本金取崩額(14)			
		その他の積立金取崩額(15)			
		その他の積立金積立額(16)			
		次期繰越活動増減差額(17)＝(13)＋(14)＋(15)－(16)	5,353,000	2,313,000	

※　本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第三号第一様式(第二十七条第四項関係)

法人単位貸借対照表

令和　年　月　日現在

(単位：円)

資　産　の　部	当年度末	前年度末	増減
流動資産			
現金預金			
有価証券			
事業未収金			
未収金			
未収補助金			
未収収益			
受取手形			
貯蔵品			
医薬品			
診療・療養費等材料			
給食用材料			
商品・製品			
仕掛品			
原材料			
立替金			
前払金			
前払費用			
~~1年以内回収予定社会福祉連携推進業務長期貸付金~~			
1年以内回収予定長期貸付金			
~~社会福祉連携推進業務短期貸付金~~			
短期貸付金			
仮払金			
その他の流動資産			
~~貸倒引当金~~	~~△×××~~	~~△×××~~	
徴収不能引当金	△×××	△×××	
固定資産			
基本財産			
土地			
建物			
建物減価償却累計額	△×××	△×××	
定期預金			
投資有価証券			
その他の固定資産			
土地			
建物			
構築物			
機械及び装置			
車輌運搬具			
器具及び備品			
建設仮勘定			
有形リース資産			
(何)減価償却累計額	△×××	△×××	
権利			
ソフトウェア			
無形リース資産			
投資有価証券			
~~社会福祉連携推進業務長期貸付金~~			
長期貸付金			
退職給付引当資産			
長期預り金積立資産			
退職共済事業管理資産			
(何)積立資産			
差入保証金			
長期前払費用			
その他の固定資産			
~~貸倒引当金~~	~~△×××~~	~~△×××~~	
徴収不能引当金	△×××	△×××	
資産の部合計			

負　債　の　部	当年度末	前年度末	増減
流動負債			
短期運営資金借入金			
事業未払金			
その他の未払金			
支払手形			
~~社会福祉連携推進業務短期運営資金借入金~~			
役員等短期借入金			
~~1年以内返済予定社会福祉連携推進業務設備資金借入金~~			
1年以内返済予定設備資金借入金	3,600,000		
~~1年以内返済予定社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金~~			
1年以内返済予定長期運営資金借入金			
1年以内返済予定リース債務			
1年以内返済予定役員等長期借入金			
1年以内支払予定長期未払金			
未払費用			
預り金			
職員預り金			
前受金			
前受収益			
仮受金			
賞与引当金			
その他の流動負債			
固定負債			
~~社会福祉連携推進業務設備資金借入金~~			
設備資金借入金	15,000,000		
~~社会福祉連携推進業務長期運営資金借入金~~			
長期運営資金借入金			
リース債務			
役員等長期借入金			
退職給付引当金			
役員退職慰労引当金			
長期未払金			
長期預り金			
退職共済預り金			
その他の固定負債			
負債の部合計			
純　資　産　の　部			
基本金			
国庫補助金等特別積立金			
その他の積立金			
(何)積立金			
次期繰越活動増減差額	5,353,000	2,313,000	
(うち当期活動増減差額)	3,040,000	△4,041,000	
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

※　本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※　勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

別紙1

計算書類に対する注記（法人全体用）

１．継続事業の前提に関する注記

・・・・・・・・

２．重要な会計方針

（１）有価証券の評価基準及び評価方法
　　・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
　　・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
（２）固定資産の減価償却の方法
　　・建物並びに器具及び備品－定額法
　　・リース資産
　　　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
　　　　自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
　　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
　　　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
（３）引当金の計上基準
　　・退職給付引当金－・・・
　　・賞与引当金　　－・・・

３．重要な会計方針の変更

・・・・・・・・

４．法人で採用する退職給付制度

・・・・・・・・

５．法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
⑴ 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第１様式、第3号第1様式)
⑵ 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
⑶ 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第１号第３様式、第２号第３様式、第３号第３様式)
⑷ 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第１号第３様式、第２号第３様式、第３号第３様式)
当法人では、公益事業の拠点が一つであるため作成していない。
⑸ 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第１号第３様式、第２号第３様式、第３号第３様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
⑹ 各拠点区分におけるサービス区分の内容
ア　Ａ里拠点（社会福祉事業）
「介護老人福祉施設Ａ里」
「短期入所生活介護〇〇」
「居宅介護支援〇〇」
「本部」
イ　Ｂ園拠点（社会福祉事業）
「保育所Ｂ園」
ウ　Ｃの家拠点（社会福祉事業）
「児童養護施設Ｃの家」
「子育て短期支援事業〇〇」
エ　Ｄ苑拠点（公益事業）
「有料老人ホームＤ苑」

６．基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地				
建物				
定期預金				
投資有価証券				
合　計				

７．基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

○○施設を○○へ譲渡したことに伴い、基本金＊＊＊円及び
国庫補助金等特別積立金＊＊＊円を取り崩した。

８．担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	○○○円
建物（基本財産）	○○○円
計	○○○円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	○○○円
計	○○○円

９．有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）			
建物			
構築物			
・・・・・			
合計			

１０．債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
合　計			

１１．満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

（単位：円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
第○回利付国債			
第△回利付国債			
第☆回★★社 期限前償還条件付社債			
合　計			

１２．関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

（単位：円）

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				

取引条件及び取引条件の決定方針等

・・・・・・・・

１３．重要な偶発債務

・・・・・・・・

１４．重要な後発事象

・・・・・・・・

１５．合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

・・・・・・・・

１６．その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・・・・・・・・

別紙4

財　　産　　目　　録

平成　年　月　日現在

（単位：円）

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
Ⅰ　資産の部						
1　流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	―	運転資金として	―	―	×××
普通預金	○○銀行○○支店他	―	運転資金として	―	―	×××
	小計					×××
事業未収金		―	○月分介護報酬等	―	―	×××
……	………	―	………	―	―	……
流動資産合計						×××
2　固定資産						
（1）　基本財産						
土地	（A拠点）○○市○○町1-1-1	―	第1種社会福祉事業である、○○施設等に使用している	―	―	×××
	（B拠点）○○市○○町2-2-2	―	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	―	―	×××
	小計					×××
建物	（A拠点）○○市○○町1-1-1	19××年度	第1種社会福祉事業である、○○施設等に使用している	×××	×××	×××
	（B拠点）○○市○○町2-2-2	19××年度	第2種社会福祉事業である、▲▲施設等に使用している	×××	×××	×××
	小計					×××
定期預金	○○銀行○○支店他	―	寄附者により○○事業に使用することが指定されている	―	―	×××
投資有価証券	第○回利付国債他	―	特段の指定がない	―	―	×××
……	………	―	………	―	―	………
基本財産合計						×××
（2）　その他の固定資産						
土地	（○拠点）○○市○○町3-3-3	―	5年後に開設する○○事業のための用地	―	―	×××
	（本部拠点）○○市○○町4-4-4	―	本部として使用している	―	―	×××
	小計					×××
建物	（C拠点）○○市○○町5-5-5	20××年度	第2種社会福祉事業である、訪問介護事業所に使用している	×××	×××	×××
車輌運搬具	○○他3台	―	利用者送迎用	×××	×××	×××
○○積立資産	定期預金 ○○銀行○○支店他	―	将来における○○の目的のために積み立てている定期預金	―	―	×××
……	………	―	………	―	―	………
その他の固定資産合計						×××
固定資産合計						×××
資産合計						×××
Ⅱ　負債の部						
1　流動負債						
短期運営資金借入金	○○銀行○○支店他	―		―	―	×××
事業未払金	○月分水道光熱費他	―		―	―	×××
職員預り金	○月分源泉所得税他	―		―	―	×××
……	………	―		―	―	………
流動負債合計						×××
2　固定負債						
設備資金借入金	独立行政法人福祉医療機構他	―		―	―	×××
長期運営資金借入金	○○銀行○○支店他	―		―	―	×××
……	………	―		―	―	………
固定負債合計						×××
負債合計						×××
差引純資産						×××

（記載上の留意事項）
・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。
なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
・車輌運搬具の○○には会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とする。
・預金に関する口座番号は任意記載とする。

別表６

令和　年度収支計算分析表

【施設名：　　　　　】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

収入		支出		差引過△不足額 （①－②）
科目	金額（円）①	科目	金額（円）②	
1　委託費収入（改善基礎分を除く。）		14 人件費支出		
(1)　人件費（改善基礎分を除く。）		(1)　職員給料支出		
(2)　事業費		(2)　職員賞与支出		
(3)　管理費（改善基礎分を除く。）		(3)　非常勤職員給与支出		
2　利用者等利用料収入		(4)　派遣職員費支出		
3　私的契約利用料収入		(5)　退職給付支出		
4　その他の事業収入		(6)　法定福利費支出		
5　人件費積立資産取崩収入		15 事業費支出		
6　修繕積立資産取崩収入		(1)　給食費支出		
7　備品等購入積立資産取崩収入		(2)　保健衛生費支出		
8　保育所施設・設備整備積立資産取崩収入		(3)　保育材料費支出		
		(4)　水道光熱費支出		
		(5)　燃料費支出		
		(6)　消耗器具備品支出		
		(7)　保険料支出		
		(8)　賃借料支出		
		(9)　車両費支出		
		(10) 雑支出		
		16 事務費支出		
		(1)　福利厚生費支出		
		(2)　職員被服費支出		
		(3)　旅費交通費支出		
		(4)　研修研究費支出		
		(5)　事務消耗品費支出		
		(6)　印刷製本費支出		
		(7)　水道光熱費支出		
		(8)　燃料費支出		
		(9)　修繕費支出		
		(10) 通信運搬費支出		
		(11) 会議費支出		
		(12) 広報費支出		
		(13) 業務委託費支出		
		(14) 手数料支出		
		(15) 保険料支出		
		(16) 賃借料支出		
		(17) 保守料支出		
		(18) 雑支出		
		17 人件費積立資産支出		
		18 修繕積立資産支出		
		19 備品等購入積立資産支出		
		20 保育所施設・設備整備積立資産支出		
9　当期資金収支差額合計（欠損金）		21 当期資金収支差額合計		
1から9までの小計		14から21までの小計		
10 委託費収入のうち改善基礎分		22 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出		
11 国庫補助事業に係る施設整備補助金収入		23 土地・建物賃借料支出		
12 国庫補助事業に係る設備整備補助金収入		24 22及び23の経費に係る借入金利息支出		
13 22及び23の経費に係る積立資産取崩収入		25 22及び23の経費に係る借入金償還支出		
		26 22及び23の経費に係る積立資産支出		
		27 租税公課		
10から13までの小計		22から27までの小計		
合計		合計		

上記以外の収支明細（参考事項）

収入		支出		差引過△不足額 （①－②）
科目	金額（円）①	科目	金額（円）②	
受取利息配当金収入		利用者等外給食費支出		
受入研修費収入		固定資産取得支出（上記以外）		
利用者等外給食費収入		土地・建物賃借料（上記以外）		
雑収入		積立資産支出（上記以外）		
小計		小計		
合計		合計		

「2　利用者等利用料収入」は通知の様式にはない科目ですが、社会福祉法人会計基準および保育所の経理の実態を踏まえ追加しています。
その他、収支計算分析表について、所轄庁より個別の様式、作成方法が公開されている場合はその内容に従ってください。

(6)【会計管理】

①会計の原則
・資金の繰替使用について，年度内に精算が行われていない。
・各拠点毎に仕訳日記帳が作成されていない。
・入所者預り金の事務について，要領に基づいた処理が行われていない。

②規程・体制
・経理規程が遵守されていない。
・預金通帳等と預金届出印の鍵の管理者が同一人で，別々に管理されていない。
③会計処理
・注記に係る勘定科目と金額が計算書類と不整合

・子育て支援事業及び保育所等にかかる弾力運用の対象となる経費が，委託費の３か月分の範囲内となっていない。
・保育所において，各種積立資産への積立支出と当期資金収支差額の合計額が，事業活動収入計の５％相当額を上回っている。
・経理等通知の別表１に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所等にかかる経費（小計A（別表２））が，改善基礎分加算額相当額の範囲内となっていない。
・翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高が，当該年度の委託費収入の30%を超えている。

・特別養護老人ホームからの資金繰入について，繰入に関する制限が遵守されていない。
・随意契約について，契約締結に係る書面での決裁が行われていない。また，100万円を超える契約について，契約書でなく請書が作成されている。
・重要な契約について，理事会で議決がなされていない。

(7)【管理（その他）】

・登記事項を期限までに登記していない。
・公印が押印決裁を経ずに使用されている。
・重要な契約について，理事会の承認を得ていない。
・随意契約が，一般的な基準に照らし合わせて適正に行われていない。

・建物の改修工事を行なっているので，実態に合わせて児童福祉施設変更届出書を県の所轄課へ提出すること。
・部屋の目的外使用があるので，実態に合わせて児童福祉施設変更届出書を県の所轄課へ提出すること。

・預金通帳等と通帳等印の管理について，各保管責任者が同一人で，別々の保管責任者を定めていない。